

議案第 37 号

太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

上記について、別案のとおり改正する。

令和4年 8月29日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。）

が1歳6か月に達する日（当該子の出生の日から第4条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第3条の3の規定に該当する場合にあっては、当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第3条の2第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）

において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて

特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第3条の2第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第4条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として任命権者が定める場合に該当

する場合

- エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第３条の３各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲げる事情に該当するときは第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合、特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第３条の３中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、第１号として次の１号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第３条の３に次の１号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第３条の４を削る。

第４条中第５号を削り、第６号を第５号とし、同条に次の２号を加える。

(6) 第3条の2第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第4条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第4条の2 育児休業法第2条第1項第1号に規定する条例で定める期間は、57日間とする。

第11条の見出し中「短時間勤務の終了」を「育児短時間勤務の終了」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第4条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第4条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条第6号中「育児休業」を「育児短時間勤務」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務

に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。))。

第17条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して任命権者が定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第21条を第23条とし、第20条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第21条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第22条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第4条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第5号に係る部

分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。